

# 嵐山町生活応援商品券のFAQ

事業者向けver.4

2026/1/15更新

No.	Questions	Answers
1	この商品券事業の概要を教えてください。	本事業は、国の交付金を活用し、生活者の物価高騰への支援、消費喚起を目的として実施するものです。 1人あたり500円の商品券を1枚ずつ、額面5,000円の商品券を2枚とし、令和8年2月上旬より世帯主様へ郵送します。使用期限は令和8年の6月30日までです。
2	商品券の券種はいくらですか。	1枚あたり500円の商品券です。お釣りの取り扱いについては、「出ない」となります。 お客様の現金への換金はできません。
3	商品券の利用期間はいつからいつまでですか。	令和8年2月上旬から令和8年6月30日までを使用期限とします。 期限を過ぎた商品券は無効となりますので、ご注意ください。
4	どのような方法で商品券は配布されますか。	令和8年1月1日現在において嵐山町の住民基本台帳に記録されている方を対象とします。 簡易書留(元払い・受取人負担なし)にて郵送します。事業者様が配布業務を行うことはありません。
5	商品券はどのような店舗で使えますか。	本事業に登録された取扱事業者の店舗で利用可能です。登録方法や対象業種については、別途ご案内します。
6	商品券の換金方法を教えてください。	取扱店舗で受け取った商品券は、所定の方法により請求していただきます。(詳細は別途ご案内します。) 入金をご指定された事業者様の口座へ振り込みにより行います。 町の支払日によります。
7	換金にあたって新たな口座開設は必要ですか。	必要ありません。現在お使いの金融機関口座をご利用いただけます。
8	手数料はかかりますか。	換金に要する事業者様のご負担はございません。また加盟するにあっても加盟登録料もかかりません。事業者様のご負担はありません。
9	請求から入金まで、どのくらいの時間がかかりますか。	請求書受付後、内容確認のうえ、概ね2週間程度で指定口座へ振り込み予定です。請求書には商品券を添付してください。 原則、月末締めで、翌10日までに、25日支払いとします。
10	商品券を紛失・破損した場合の対応はどうなりますか。	商品券の紛失・盗難・破損については、原則として再発行や補償はできません。取扱いには十分ご注意ください。
11	偽造や不正利用が疑われる場合はどうすればよいですか。	不審な商品券を発見した場合は、使用を控え、速やかに嵐山町役場企業支援課にご連絡ください。 確認のうえ、対応を指示いたします。
12	商品券で購入できないものはありますか。	以下のものには利用できません。 ・換金性の高いもの(商品券・プリペイドカード等) ・公共料金・税金・手数料 ・その他、嵐山町が不当と判断するもの 詳細は取扱要領でご確認ください。
13	使用済の商品券はどのように保管すればよいですか。	換金申請が完了するまで、店舗で責任をもって保管してください。 裏面に取扱加盟店印を押し、使用した日付を入れてください。 提出方法・提出期限は別途ご案内します。
14	事業内容や取扱い方法について質問がある場合はどうすればよいですか。	嵐山町企業支援課まで電話またはメールでお問い合わせください。 連絡先は取扱事業者向け案内文書に記載します。 企業支援課直通電話番号 0493-62-0720
15	使用した商品券を見分けるためにはどうすればよいですか。	裏面に取扱加盟店印を押しってもらうようにします。 各事業所ごとにわかりやすいように日付入りのスタンプを押すなど、再使用できないように管理してください。 ※使用済みと明らかにわかるようにしてください。(表面にマジックで×印をつけるなど)
16	商工会に加盟しなければならないのですか。	今回の事業と商工会の加盟は全く別になります。 商工会への加入をお願いするものではありません。
17	加盟店であることがわかるステッカーなどは作成してくれますか。	「嵐山町生活応援商品券が使える加盟店」であることがわかるように、ステッカーなどの作成を検討しています。